千年のかくれんぼブランド商品を利用したご当地メニュー販売キャンペーン第二弾

キャンペーンメニュー仕様書

本キャンペーンにおけるキャンペーンメニューについて、以下の条件を満たさなければならない。

1. 令和６年９月１７日時点で千年のかくれんぼブランドに認証されている商品（以下「千年のかくれんぼブランド商品」）を利用したメニューであること。
2. お菓子や総菜等、包装を開封する、もしくは湯煎や電子レンジで温めるのみで、その商品を食べることができる千年のかくれんぼブランド商品を提供する場合は、定食やセット等店舗内で調理した他の料理または材料等と組み合わせて提供すること。
3. 定食やセット等、複数の料理を組み合わせて提供する商品の場合、その定食やセット等のメインとなる料理に千年のかくれんぼブランド商品を使用するか、その定食やセット等に2つ以上の千年のかくれんぼブランド商品を利用すること。
4. メニューを提供するにあたり、その対価となる料金を500円以上請求すること。
5. 本キャンペーンの対象となるメニューについて、そらの郷と相談の上メニューの開発を行うこと。
6. １回の提供分に対して千年のかくれんぼブランド商品の使用量が著しく少ない等、そらの郷が本事業の主旨に適さないと判断したメニューについては、本事業の対象外となります。